

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	社会保障・税番号制度の導入（個人番号の利用開始）に伴う後期高齢者医療システムの情報項目の追加等について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部高齢者医療担当課）

事業の概要

事業名	後期高齢者医療
担当課	高齢者医療担当課
目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、平成28年1月から後期高齢者医療制度で個人番号の利用を開始するため
対象者	後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の方及び65歳から74歳の方のうち一定程度の障害の状態があることにつき広域連合の認定を受けた方）とその世帯員
事業内容	<p>後期高齢者医療制度では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険料の徴収、窓口の受付事務等を区が行い、保険料の賦課や給付管理などの事務を広域連合が行っている。</p> <p>当該区の事務を処理するに当たり、区の後期高齢者医療システム（区システム※1）と、国が開発した東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム※2）という、異なる機能を持った2つのシステムを複合的に使用している。そのため、区システムと標準システムの間では、同じ情報を保有する必要があり、相互にデータの授受を行っている。</p> <p>今般の番号法の施行に伴う個人番号の利用開始（平成28年1月）により、「区システム」及び「データ連携インターフェース」（※3）の、それぞれの「住民基本台帳情報の記録項目」に、個人番号を追加することとする。（資料1、2）</p> <p>※1 区システムとは、保険料の徴収方法や納期限の設定、収納管理等を処理するためのシステムである。</p> <p>※2 標準システムとは、被保険者の資格管理、保険料賦課及び保険給付等を処理するためのシステムである。</p> <p>※3 データ連携インターフェースとは、区システムと標準システムとの間での情報の授受を行うために、あらかじめ設定されたファイル形式をいう。</p> <p>【対象者数（平成27年5月1日現在）】</p> <p>1 後期高齢者医療制度の被保険者・・・約30,700人</p> <p>2 被保険者の同一世帯員・・・・・・・・約12,400人</p>

**件名 社会保障・税番号制度の導入（個人番号の利用開始）に伴う後期高齢者
医療システムの情報項目の追加について**

保有課（担当課）	高齢者医療担当課
登録業務の名称	後期高齢者医療
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか）	<p>1 個人の範囲 後期高齢者医療制度の被保険者及びその世帯員</p> <p>2 記録項目 (1) 区システムの住民基本台帳情報 氏名、性別、生年月日、住所などの従来項目に個人番号を追加する。 (資料3のとおり)</p> <p>(2) データ連携インターフェースの住民基本台帳情報 氏名、性別、生年月日、住所などの従来項目に個人番号を追加する。 (資料4のとおり)</p> <p>※ なお、個人番号は、区システム内（高齢者医療システムサーバー）には常時保有しない。</p> <p>3 記録するコンピュータ 高齢者医療担当課の「高齢者医療システムサーバー」</p>
新規開発・追加・変更の理由	番号法の施行に伴い、後期高齢者医療制度の運営において、個人番号が利用されるため
新規開発・追加・変更の内容	番号法の施行に基づく個人番号の利用開始後も、引き続き区システム及び標準システムにおいて後期高齢者医療制度に基づく事務を行うことができるようにするため、「区システム」及び「データ連携インターフェース」の、それぞれの「住民基本台帳情報の記録項目」に、個人番号を追加する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>1 システム変更の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。</p> <p>2 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。</p> <p>3 実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。</p>
新規開発・追加・変更の時期	<p>本審議会承認後 システム変更の着手（予定）</p> <p>平成27年10月から 変更後システムの仮稼働（予定）</p> <p>平成28年1月から 変更後システムの本稼働（予定）</p>

**件名 社会保障・税番号制度の導入(個人番号の利用開始)に伴う後期高齢者
医療システムの情報項目の追加に係る委託について**

保有課(担当課)	高齢者医療担当課
登録業務の名称	後期高齢者医療
委託先	株式会社ジーシー (特命随意契約による業者指定) 【プライバシーマークを取得】
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【後期高齢者医療制度の被保険者である者に係る情報項目】 別紙1、別紙2に掲げる各項目
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	1 コンピューターシステムの専門知識と技術を持つ民間業者に委託することにより、下記委託内容を迅速かつ効率的に行うことができる。 2 上記委託先は、現行後期高齢者医療システムの導入業者であり、当該システムを熟知しており、当該委託先以外の者による下記委託内容の実施が困難である。
委託の内容	後期高齢者医療システム及びデータ連携インターフェースに「個人番号」の項目を追加する。
委託の開始時期及び期限	平成27年7月1日から平成28年1月4日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 システム変更の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 システム変更の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 3 上記委託内容の業務の遂行に当たり、テスト作業は、高齢者医療担当課においてダミーデータを使用させて行わせることとし、区職員が立ち会うこととする。 4 上記委託内容の業務遂行に当たり、データセットアップは、高齢者医療担当課において行わせることとし、区職員が立ち会うこととする。 5 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。